

議案第 5 7 号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正  
について

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 情報システムの使用及び保守に関する契約
- (5) ソフトウェアの使用許諾に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。